

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 赤嶺雅和議員、10番 大城 毅議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

[大城 毅議員 登壇]

○10番 大城 毅君 それでは、最終日の一番の質問に立たせていただきます。昨日も宮城寛諄議員から関連した質問もありましたけれども、また別の角度からこのたびの南部水道企業団における不正給与等の問題について問うてまいりたいと思います。最初に南部水道企業団のアドバイザー会議の結論、提言が出されまして、企業団はそれに対する対応を決定しております。まず、南部水道企業団の今回問題となった不正支給の総額はいくらなのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、提言と企業団の決定などでも責任を問われた者がいない現状となっております。これは改めて伺いますけれども、この責任は誰がどのように取ったのか、結論は取られていないかたちだけでも、改めてこの経緯についてお伺いいたします。

それから、南部水道企業団の経営状況、給与水準などは、同規模市町の水道経営と比較してどうなっていたのかについてお伺いいたします。それから4番目に、企業団を解散してそれぞれ単独で運営した場合との比較検討は常にされているべきものではないかと思えます。特に今回のようなかたちで問題となっているわけですから、この機会に改めて町としてどうなっているのか確認をする必要があるのではないかという意味で問うております。ご答弁をお願いします。

それから、小学校、中学校でももちろん今給食費が支払われていますが、その他に校納金だとか学級費だとかいろいろな項目で保護者への徴収金がございます。それについて聞いています。当然と言えば当然ですけれども、学校の校舎や設備、備品といったものについ

では予算が公費で町がもったりあるいは県・国でもったりして運営しているわけですが、それ以外に私費で保護者に負担していただいているものがございます。これについて確認をしたいと思います。町内6小中学校ごとに違いがあるのかお伺いたします。

そして、公費と私費の区分をどのように行っているかお伺いたします。

それから、保護者から私にお話がありまして、今回から新たにプリント代ということで、年間だったと思いますが100円が4月分の徴収袋に記載されていたと。この方はPTA関係の活動もしておられて校長先生からそのような話もあったということで、PTAで理解していただきたいという説明があったらしいですけれども、新たにそういったものが出てきたということでありました。このように新たな保護者負担が生じていると受け止めまして、その理由と根拠についてお伺いしたいと思います。

それから、確か前回も伺ったかと思いますが、学校給食賄費の問題です。賄費について、今年度から一般会計からの補てん分をなくしまして、保護者負担分のみで運用する方針になったと、部長はそれが原則で原則に戻ったのだというような確かおっしゃり方だったと思いますが、そのことについては議会からの留意事項が出されて、それへの対応が今議会で報告されました。それは一言で言えば検討しますというようなものでございました。私としては、少なくとも補正予算を増して従前に戻すというのが必要ではないかと考えますが、そういう考えがないか改めて伺います。

それから、保護者からすれば給食費の値上げを検討しているということで学校給食共同調理場の運営委員会で議論しているというのでも聞きましたので、改めて保護者負担の値上げをするのかしないのか確認をしたいと思います。

それから、これも前回も求めましたけれども、町道129号線、好春議員が高速下側道、喜屋武から大里に行く路線までの側道、私が言っているのは南城市側、与那覇から喜屋武に向かって行く所、そこの出口近くにほぼ浴う形となっている町道129号線の舗装について改めて伺いますが、まず放置された経緯についてお伺いします。

町道がたくさんありますけれども、この中で未舗装が何パーセントであるのか。通告書には書いてありませんが、舗装の延長もお答えいただければと思います。

これらの場所は、それぞれ町道であるわけですから、ほんのわずかしが残っていないと聞いていますので、さっそく舗装すべきだと思いますがこのことについてお伺いいたします。以上、ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1つ目、南部水道の不正給与等の総額、責任などはどうなっているか(1)についてお答えします。その件については、お配りした答弁書、これは数日前に作成しましたが、昨日改めて南部水道企業団に問い合わせをいたしましたとこ

ろ、まだ総額については出されていないということで、今精算中であるということでありました。

(2) についてお答えします。その件については、企業長のいわゆる私的諮問機関としてのアドバイザー会議の委嘱を受けて計6名の委員ですが、本町から2名、私と総務課長、八重瀬町も同じく副町長と総務課長、そして企業団側から次長、総務課長の計6名で、実際に規則に基づかない昇給昇格等の起こったその時期がすでに10数年前の事案でありまして、在職する職員が直接決裁をする権限のない、いわゆる係わっていないことが歴代の企業長、次長あるいは総務課長を任意で委員会に起こしただいてヒアリングをした結果、恣意的な取り扱いと言いますかそういう作意はなかったということで、個々の職員の責任は問えないという結論で提言書をまとめました。ただ、その問題については、条例・規則の取扱いが間違っていたわけですからこれは正すべきだということで、過払いあるいは未払いについてはすみやかに対処するよにということでの提言を行っています。そのことが南部水道企業団職員全体としての問題であり、それを自覚しながら、今後信頼回復に努めてもらいたいという意味で意見を付しました。

(3) についてお答えします。南部水道企業団に確認をしたところ、経営状況について収益で費用を賄えているかを示す指標として経常収支比率がありますが、その数値が109.7パーセントであり且つ単年度の収支が黒字であることから、経営状況は良好状態にあるということでもあります。給与水準の近隣比較は行っていないと報告を受けております。

(4) についてお答えします。ご質問の件については、南部水道企業団に問合せをしましたところ、それぞれ単独での運営を前提としての多種にわたる資産管理を含めた費用の資料はまだ作成していないということで、比較は行っていないということでもあります。

質問事項4つ目の町道129号線の未舗装部分整備を求める(1)についてお答えします。町道129号線の舗装については、南部国道事務所による那覇空港自動車道の整備時に工事車両通路として利用するため、粉塵対策としての舗装がされたということがあります。この工事の際に、側道に近い農道を舗装したことにより、町道129号線が未整備の状況になっているということでもあります。(2)についてお答えします。町道総延長9万3760.4メートルのうち、未舗装箇所は518.7メートルで、その未舗装率については0.55パーセントとなっています。(3)についてです。本町で行っている道路整備は、現在6路線であり、今後も利用度の高い道路整備を優先に考えていることから、町道129号線の早急な整備は厳しい状況であります。今後の道路の損傷等は維持修繕で対応・対処してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 大城 毅議員の質問事項2. 小中学校の保護者負担に関するご質問にお答えします。(1)でございますが、プリント代、学習ドリル教材、裁縫セット、

社会見学バス代など、個人が使用するものについて負担をしていただいております。小学校と中学校とでは品目等に違いがございます。(2)の公費と私費の区分でございますけれども、コピー用紙、トナー、事務用品、蛍光灯、電池など使用者が限定されていないものについては公費で支出をしています。また、児童生徒が直接使用する教材費等については、私費として徴収しております。(3)でございますが、憲法で義務教育はこれを無償とするとの規定は、最高裁の判例において無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であるとされております。また、教育基本法第5条第4項により、義務教育の無償の範囲について、国公立の義務教育小学校における授業料の不徴収である旨を規定しております。判例及び法令に基づき、児童生徒が直接授業で使用するドリル等のプリント代については、保護者負担と認識いたしております。

質問事項3. 学校給食賄費に関するご質問にお答えいたします。(1)でございますが、学校給食賄材料費については、学校給食法により給食費は保護者負担と規定していることや、他の事業との優先順位など多角的な観点から検討してまいります。(2)でございますが、平成30年度から保護者負担金の見直しに向けて調査検討しております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 答弁ありがとうございます。それでは、項目1から一問一答で質問をまいります。まず、南部水道企業団の今回の総額について、いまだに計算がなされていないというのはちょっと納得できない。なぜそうなのか。提言書がまとめられたのは3月31日、そのあと追加提言というのがいつでしたか、6月13日ですね。それから、南部水道がそれに対する対応を決定してからでも何か月もなろうかというところです。それでもいまだに総額が計算できないという、なぜそうなるのか。これはちょっと南部水道の事業運営に関することは南部水道議会でやればよいことではあるのだけれども、このことに関して町はどう把握しているのかお伺いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 ではお答えします。まさにご指摘のとおり、あれから3月、4月ですか経過をして、いまだ取組がなされていないことについては、私どもも企業長はじめ管理職の皆さんに早めの対応を機会あるごとに申し上げます。提言書の中でも未払い、過払いについてはそれぞれ基準日を設定して、それから5年未払いを戻してもらおうと、2年未払い分は支払いすると、この基準日が決定しないことには、いたずらに時効が進行する、場合によってはそういうことになり兼ねないという危惧はしています。第1回目の3月末に提言したあと、6月の2回目の内容については、3月に提言した内容に更に新たな

処理、給与の取扱い、独自に改めて追加・加算した内容については理解できないということでその分を指摘しました。ただ、企業団側としては、職員側としては、当局との協定に基づく内容だからそれは合っているか違っているかは別として労使合意の上で結ばれた協定だからこれは当然有効だということの意見が合わなくて、上部団体である自治労県本部と調整、申し立てをしているということを知っています。これからすると、正直言いますと長引くのかなと思っています。しかし、これだけ注目をされている内容ですから、やはりすみやかに双方が前向きに解決に向けて歩み寄ることが必要だということで、それについてはこれからも機会あるごとに助言をしてまいりたいと思っています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今のご答弁を聞いておられますと、3月31日の提言と6月13日の提言があるわけけれども、6月13日の提言については企業団としては全てを受け入れるわけにはいかないという状況になっていると理解してよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そういうことであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そういうことがあって、総額の計算ができないと理解いたしました。ところで、先ほどあった5年分の返還、それから2年分の未払い、こちらからの支出は受け入れているわけですね。それについては執行されつつあるということなのか。その点で、実際例えば5年分返していただく分については総額いくらなのか、何名なのか。それから、不足分をお支払いすることについては何名でいくらなのか。それでそれがどれだけ執行されているのか。これについては把握されていますか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほどの答弁をちょっと訂正したいのですが、質問の仕方が6月提言について納得していないというのは、職員側が納得していないということで、当局側は提言書に沿って取り組みたいという解釈、ここが今、合意に至っていないということです。ここは訂正させていただきたい。今の質問について、南部水道企業団は、職員23名おります。そのうち返還対象が12名、7名が未払いのある方、4名が変動・増減のない職員であります。この計算については、先ほど言いましたようにまだ合意に至っていないとい

うことで計算がされていないということです。ただ、第1回目の3月末提言の時点で、その提言に沿った給与見直しは全職員対応しているということでもあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 分かりました。先ほど基準日のお話をしていましたが、いつを起点にして考えるかということですよ。5年遡る、2年遡る際のこれが29年3月1日及び29年4月1日付けの実施日とすることが妥当だという提言をされているわけですね。ただ、協定書に基づくものについては、執行側と労働組合側とで意見の相違があるということでまだ確定できない。そのために、人数は分かっているけれども金額は確定していないと、そういうことでよろしいですね。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そのとおりであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 分かりました。総額について両者が合意できていない段階では、客観的にどちらが確認できる額なのかが分からないわけですので、例えば提言書の立場でやるといくらなのかということになるとまたそれが一人歩きにしかならないという不安もありますので、このことについてはここで留めたいと思います。ただ一方、責任について、現在在職する職員の中では決裁したものがいないと、故に処分ができないというふうな答弁でした。退職されてそこにいないと、退職された者にそれはできないという意味だと思いますが、しかし、10年を超えてそういったことが行われていたということですので、行政側もそういうことになるだろうけれども、住民、水道利用者からすればそんなことは内部の問題でしょうと、とにかくこれは誰か責任を取らなければ落ちが付かないではないかというのは確かに道理が通ると思うのです。これには行政は答えなければいけないはずで、住民の立場はそれで通るはずなのです。住民側からすれば余分に取り除かれた、その分を返してもらったり不足分を払ったりするのは当然だけれども、しかしわれわれは負担しなくてもいいものを負担した。水道代は変わらない。誰も責任を取らない。これで住民は納得できますか。できるわけがないですよ。それで、私はこんなときこそ、その期間、例えば南風原町で言えば町長がずっと理事としておられたわけだから、直接タッチしていないとはいえ理事としての責任があるはずで、そこはどうお考えですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。先ほど副町長からお答えしたとおりであります、この件について経緯は新聞報道等において、また南風原町に投書がありました。これに対して放置はできないのではないかとということで即企業長に、次長に対し、住民に説明できないという思いで自分たちで解決すべきだと、八重瀬・南風原も理事者として当然、南部水道企業長以下信頼しているわけですが、しかしながらその信頼を損なうようなことが起きているのだから、独自にやるのではなくて給与問題等においては八重瀬、南風原にも専門職がいるからその担当とも連携しながら取り組んでもらわなければ困るよと。これにはあまり響かないものですから、職務外ではありますが、副町長と総務課長に南風原町だけではなく八重瀬も一緒になってアドバイスをするようにやりなさいと、調査をして手助けをなさいということになって、それから動いたような状況であります。

企業団立上げ当初は、自己水があるから私たちも加入させてくれということだったかも知れないが、以前と今では時代が変わってきているよと、40年、50年前は水質の問題について課題はなかったが、今は大きな問題が生じてきているし、また以前は国・県のダムの水供給が少なく断水の状況があるから自己水は大事だという思いで私たちも加入させた経緯もある、その当時の恩義があるから脱退というのは厳しい状況であるが、しかしながら時代は変わってきている。住民から信頼を失うような業務体制であれば、私たち南風原町議会、住民からは50年も一緒にやってきた最初の恩義はあるが今の状況であれば解散する以外にないことにつながる可能性があるよと、皆さん方がしっかりしなければこういう不満も出て来る可能性があることは肝に銘じて、今回の不祥事はある面で誤りだったかも知れないが、信頼回復のためにはそれだけ真剣に取り組むようにと強く主張してまいってきております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今の経過、それからこのような不審をかけられた以上、場合によっては解散も検討せざるを得ないというように聞こえましたけれども、しかし、それはそれで別途議論したいと思いますが、私が申し上げているのは理事者としての責任はどうなのですかということです。そのことについては今、一言も答えていないと私は思っています。いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 先ほども申し上げたとおり、八重瀬、南風原町は理事者として、企業長を中心にしっかりやってもらいたいということが私たちの務めだと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 一部事務組合でやっている事業はいくつもあるわけですが、それぞれの市長、町長が直接タッチすることは当然ありません。その責任者を信頼して任せる。またその議会でやり取りしてもらおうというのが当然仕組みだと思うのですが、それはしっかりやってもらうのは当たり前のことであって、今回不祥事が明らかになったので改めてしっかりしてくれと言うのは、これはまた理事者として当然のことだと思います。町長は、町長の責任を明言することはないわけですね。改めて伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 理事者として当然しっかりするよという大きな言葉をかけるのが務めだと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私は数字・金額は明らかではありませんけれども、人数は先ほど報告がありました。新聞でも一部、一人の返還がいくらだとかというのは確かあったような気がしますけれども、総額ではどうなのか見えていないので不確かで金額的な問題を置いて行政に対する信頼、特に命の水を扱う、届けるライフライン、いつも災害救助訓練などでも南部水道には大変お世話になっているし、また普段から当たり前に水は使えるものということで皆使っているわけだけでも、そこに対する信頼を失わせた。その責任はおっしゃっていると思うのですが、この間すでに卒業された直接の管理者がそういったことを恣意性はなかったと判断はしているようだけれども結果としてそうなったということであれば、それは理事者が責任を負うしかないのではないかと私は思います。これ以上議論してもしょうがないのですが。

ところで、副町長はアドバイザー会議で恣意性がなかったと判断をしたその根拠はどこにありますか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。アドバイザー会議の中ですでに退職をされた、当時の決裁権者であった上司を何名でしたかほぼ全員、呼び掛けに応じて来てヒアリングに臨んでもらいました。そこで思ったのは、実際実務の面では上司は担当職員が起案をしてくると、それについては担当職員ですから当然合っているものだと、いわゆる条例・規則に沿って適正に昇給・昇格の事例の決裁お伺いを出しているのだという理解をしていま



した。しかし、結果的にはそれが飛び級であったりあるいは在級年数を満たさないとかいろいろその後調査の中で明らかになりましたが、いかんせんヒアリングをした当時の管理職、決裁者からは部下を信頼してやったのだということでしたので、これ以上の追及はできなかったということです。アドバイザー会議の中ではこれ以上の追及はできなかったということで、そういう判断をしました。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 聞き取りなどされてそう感じたということであれば、そこはそうとしかいえないわけですが、しかし、結果責任というのは、大変だろうけれども行政にはと言いますかやはり付いて回るものではないかと思えます。

ところで、今度はこれからのことですけれども、経常収支比率は109パーセントなので経営状況は良好であるが、近隣水準の比較は行っていないという(3)に対する答弁でございました。これはちょっと質問書の提出をしてから何日もたっているわけですし、企業団がやるにしろ、役場がやるにしろ、答弁できたのではないかと思うのですね。これは企業団に確認したところとなっていますけれども、これは決算書が出ているわけですから、なぜ執行部ではそれを行わなかったのですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 水道企業団においては、いわゆるわれわれの決算書などで表現する内容とは違って、地方公営企業法の適用を受けた民間に近い決算書というものが作成されます。そういったことから、正確な経営状況を把握するには水道企業団の決算書に基づいた経常収支比率が適切だということで回答をいただいております。その通知については、回答にありますとおり109.7パーセントというようなことがありますので、これは経常収支比率の定義から言っても単年度収支は黒字であるということとなっております。またそのように報告を確認しました。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時41分)

再開 (午前10時41分)

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 給与水準については、われわれ普通公共団体においてはラスパイレス指数というものが一般的な水準の比較対象となる数値であります。地方公営企業法の適用である一部事務組合の団体であります水道企業団においては、ラスパイレス指数

というものの算定は行っていないというような報告がございました。そういったことから給与水準の近隣比較は行っていないということです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 南風原町に下水道課はありますね。上水道に関する課は当然ない。ただ、南部水道企業団以外の市町村は全部水道課を持っているわけです。その職員の給与表は他の職員と違うのですか。違う体系で作られているのですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 公営企業の会計においては、地方公営企業法を一部適用あるいは全部適用とありますが、南部水道企業団においては全部適用となっております。ただ、給与ということに関しては、本町と同じように人事院勧告に基づく給料を鑑みて給与条例が策定されておりますので、給料に関する考え方は同じものであると考えております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時43分)

再開 (午前10時43分)

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 給与水準のラスパイレス指数が一番明確だということで、われわれは確認をしました。ラスパイレス指数を作成するよということであれば、確認したところ作っていないという報告が最終回答でありました。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ラスパイレス指数で比較をするしかないという考えだったので、それで聞いたら作っていないというから今回答えられないということだと理解しますが、私は例えば下水道課は人事異動があって都市整備課に異動したりしますよね。これは想像ですけれども、おそらく他の市町村も上水道課に行ったりまた別の課に行ったり人事異動があると思うのです。そして、不都合があってはいけないから同じような給料表でもって運営されているものだと思うのです。そうであれば、比較検討することは、ラスパイレスに限らずとも可能だったのではないかと私は指摘しておきたいと思います。十分可能ではないかと思えます。

それと、昨日の寛諄さんとのやり取りで、自己水源の12パーセントあまりの活用で水道料金の負担が軽くなっているというようなお話がありましたけれども、これについて私が今日皆さんにお配りしました資料で、A3の「企業局受水市町村」とか3つ囲いがある資料の左側の表で、これは伊江島と一番下の21、22、嘉手納、金武町の2つは極端に低い、極端に高いというのがあるので事情があるのかと思ってこの3つを外して平均を取ったのが下の手書きで書いてあるものです。1,452円。これと南部水道を比較したら、まだ南部水道が高いという結果になっているわけです。これから言うと、昨日の寛諄さんへの答弁は訂正する必要があるのではないかと思いますけれども、訂正されるおつもりはありますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 南部水道の料金の件でございますけれども、これにつきましては南部水道に確認しての内容でございます、自己水を使っているものでこれでいくらか安くなっているというような回答で、昨日の答弁となっております。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時47分）

○議長 宮城清政君 再開します。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 答弁を訂正する必要はないというようでありますけれども、これは県からいただいた資料ですので、間違いないと思います。私も具体的に南城市と与那原町については、10立米単価は確認しましたので他も間違いないだろうと思います。私は、南部水道は自己水源があるから安くなっているという言い分は当たらないと主張したいと思っております。

それから、今言った表の左側、これは与那原町の水道会計から聞いたものですが、（2）生産性の分析、職員1人当たりの給水人口、職員1人当たりの営業収益・労働生産性、職員1人当たり有収水量という指標があるようです。この与那原町のものに算出式もありましたので、同じようにして南城市と南部水道を出したのがもう一枚の数式です。これからしますと、1人当たり給水人口にしても、それから1人当たり営業収益にしても、1人当たり有収水量にしても、いずれも南部水道が低いことになっています。これはいろいろ事情があるのですが、与那原が5名、南城市が10名で運営している。それぞれ1人当たりの給水人口を見ればだいたいの規模が分かるかと思うのですが、そういうことからしても南部水道はしっかり検討する必要があるのではないかと。先ほど町長、そういったことも出かねないよと南部水道で言っていたようですけれども、私は今回の答弁が南部水

道企業団からの回答としてはということであつたわけですので、そもそも自分たちが解散することを前提に企業団が数字を準備することはないと思うのです。前回のよう大里村が合併によって抜けるという要因があれば急いで準備するでしょうけれども、自分たちを運営している団体を解散することを前提に他所と比較するということはありません。母体がこれは本当に有利なのだろうか、いいことなのだろうかということは常に、どの事業であれ検証してなければならないものだと思います。有利になるためにやっているのだから。ところが、自分たちとしては分からない、南部水道企業団に聞きましたということでは、私は他人事にはしか見ていないと思うのです。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 比較というような内容ですけれども、南部水道企業団では南風原町と八重瀬町と区分して精算管理がされていないということがありまして、管理費とかあるいは企業債の償還とかこういったのが区分できていないので比較ができないというようなことでした。

(●「母体としてどうなのですか」の声あり)

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 穀議員から資料をいただきましたが、この中身についてはこういうこともあると思います。本部町は別として北部、ダムを抱えている町と南部との違いは、企業局からの料金も変わるかということで痛感しております。以前、南部も同じようなかたちでいかなものかと、よく北部の方々から言われておりましたので、そういう面で企業局の水道料金も変わってきているかと、それでこの単価になったのかと思っております。更に今一番大きな問題は、私たち南風原町と八重瀬町が今2町で南部水道企業団を運営しているわけですが、その中において今後、公会計が出てくるから、下水道も上水道も一元化で公会計が出てくると南風原町は下水道をやっている、これも南部水道にやったほうがいいのかということも検討してくれよと。以前は、3万人以上は公会計を取り入れなければいけないという思いが、八重瀬町は2万9,000でしたがごく最近から3万を超しましたので、八重瀬町も同じように公会計の問題が出てくるから、これも含めて検討してくれということで申し入れをいたしました。そうする中において先ほどの給与の問題、いろいろなことがあったわけです。公会計いかに南風原は南風原、八重瀬は八重瀬になる可能性はあるというニュアンスはさしておりますが、未だこれに対して取り組んでいないという状況。また私たちも離脱するためには初期の南部水道企業団への恩というものもありますので、恩を仇にして返すわけにはいかないということも含めて、解散する場合にはきれいなかたちでやっていかなければいけない。この件に関しては時間をかけてでもやっていかなければいけないというニュアンスは出している状況であります。行政だけで即離脱という

のではなくて、公会計の取組問題も高所大所からどうなのか組み入れて進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長の今の答弁には2つぐらいあったと思うのですが、料金については国頭とか東村は別の箱に入っていますよ。企業受水外町村となっていますので、僕の言った平均とは係わっていません。僕が先に言った一部事務組合を作っている親団体は、それが果たして本当に有利なのかについては、一般論として常に、むしろマイナスになっているということもあり得ることから、その団体に聞くのではなくて自分なりに分析をするべきだという考え方についてどう思いますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 財政全てをトータルしている私の立場からお答えいたします。先ほど経済建設部長からございましたように、企業会計とわれわれの一般会計とは指標がすべてと言いますかほとんど違います。そういったことから、われわれの今の知識と言いますか立場で、独自で、いわゆる水道事業だけの比較、それも南風原と八重瀬と一緒にやっている事業の効率性とかそういったものを比較して、それを二分したとき、それも単純な2分の1ではない、エリアも違う、給水人口、要するに水を受けている比率も違う、そういったところで効率化がどう働くかとかそのような比較は実際のところかなり時間がかかるとは理解しています。あとは現在ある資産の分割方法とか、一部は自己水をブレンドしながら受けている、ある一部は直接企業局の水を得ていると、それが二分化でもないですね、それぞれになった場合の費用コストなど計算するのは非常に難しい。実は試みようとしたことはありましたが、他企業との比較がなかなか、比較というのはある一定の基準をして上なのか下なのかとなるのですけれども、それぞれの自治体の事業が違うものから、そのような比較ができない。ただ、ざっくり考えた場合というふうにやると、エリアは小さくて人は多い、単純な考え方をしたら効率は良いのかも知れないな、でも全部買う水になるな、というふうなところでやはり白黒と言いますかプラスマイナスを出せなかったのは事実であります。2年前ぐらいからそういった発想ですね。3万人以上の自治体は下水道が公会計と決まっていますので、上下水道局というのを1つにした場合の効率的なこと、どういうふうなプラスがあるのかと担当に尋ねたのですけれども、いかんせんこれまで南風原町が上水道というものをやってきたことがないものですから、まず比較が難しかった。しかし、視点を変えたとき、別々になったときの試算等もこれから出して、議員おっしゃるような検討はやはり大きな課題とはなっています。ただ、これを試算してプラスマイナスははっきりとは見えないはずですが、そのときにはやはり住民にも説明

しながら決断が必要だということになると思います。もしかしたら、料金が上がるとかそういうことも出てくる。それはそのときに判断して、議会の同意を得ながら、住民同意を得ながらという流れにはなると思うのですが、比較するのはやはり難しいというのをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 この問題は、きっかけと言いますか企業団の労働組合からの提起で明るみに出て、行政の歪みを正しているその過程だと思うのです。そういう意味では、労働組合は、南風原町の労働組合を含めてですけれども、行政の問題点を住民と一緒に質していくと、そして住民の福祉向上にがんばっていただくということを期待したいと思います。ちなみに、企業団のホームページには他の自治体には当たり前になっている例規集の掲載がされていません。これは企業団の議会ではないですから、本来ならそこでやるべきだと思いますけれども、ぜひ理事者には改善をしていただきたいと思います。

次に、小中学校の保護者負担についてですけれども、議論は1回しておきたいと思うのです。考え方として出されましたが、使用者が限定されていないものについては公費で支出、児童生徒が直接使用するものについては私費で支出するというような基準が答弁で示されました。そういう基準でこれらの徴収金は学校で判断して保護者に求めていると、こういう理解でよろしいですね。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 はい、そのような基準で徴収金を徴収しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうした場合、例えば図書費というものが年間600円各家庭から、2人子どもさんがいれば掛ける2で徴収していただいています。これがなぜ今の基準に外とするのですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 中学校で徴収している図書費についてですが、その中身についてはこの徴収したものによって、生徒からのリクエストがある図書、それから部活関連が多いと聞くのですがそれに関する指導書、参考書などを購入しております。あと、町としても図書費として予算措置されているのですが、これについては授業に関連する図書

の購入、それから図書館協議会から推薦された図書の購入ということで選り分け、棲み分けをして購入しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 子どもからリクエストのあるものについてこれを充てるというような答弁でしたけれども、いずれにしろ学校の図書館に備えられるわけですよね。そういったものは、先ほどの基準からするとその児童生徒が直接利用すると言うよりも、学校の図書館に置かれて利用したい人が利用するということですから、私は矛盾があると思います。いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 われわれとしては、学校でそういった区別をしていることから、適切な対応をしていると理解しています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 他県ですけれども、またこれは最初で申し上げておきますけれども学校ごとに違いがあるということにどうこう言うつもりはありません。学校の特色というものがありますからそれぞれ景観やいろんなものがあってこうなっているということは、それはそれでいいだろうと思うのです。けれども、やはり学校から示されるものは、保護者は負担せざるを得ないのです。基本的に拒否できない。いわば第二の税金だどこかの文書にありました。そういうものですから、その基準はある程度明確でなければいけないと思うのです。私の知っている例では、学校のホームページにその基準を明確にしている学校があるそうです。そうすれば保護者から質問があったとき、明確に答えられる。そういうものが要だと思うのです。そういうふうに学校として自ら追い詰めると言っては変だけれども、そういうふうになっている。今の図書費の問題、あるいは水道の水は公で負担しているでしょう。でも子どもたちが使うじゃないですか。飲むじゃないですか。その一部負担もないでしょう。必ずしも今おっしゃった線は基準にならないということは指摘しておきたいと思います。そういったこともありますので、ぜひこの議論は今後も深めたいと思います。

賄費についてですが、値上げを検討しているということでした。いくら値上げする考えですか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 上間 諭君 それではお答えいたします。大城議員の質問にもお答えしていますように、現在、検討中でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 26年度の予算説明で、私の知る限り初めて財源補てんがされました。その時の考え方はどういう考え方ですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 平成26年の当初予算にて財源補てんを認めてもらいました。その時は、消費税が5パーセントから8パーセントへ上がると、またそのあとにすぐ10パーセントに上がるというふうに日程が示されておりました。8パーセントに上がる、また10パーセントに上がるということで、値上げ、値上げになるということから、当分の間、財源補てんを認めてもらいましたが、しかしながらこの8パーセントから10パーセントに上がる時期が延び延びになってきていることから、財源補てんも26年、27年、28年やっていただいたのですが厳しい状況となっていることから、今回の予算編成となっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうすると、10パーセントは2019年ですが、これはまた上げるつもりですか。

○議長 宮城清政君 最後に答弁を許します。教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 消費税の値上げも視野に入れながら、しかしながら食材の値上げもあることから、それも含めて総合的な観点から今見直しを検討しているところであります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時18分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。13番 玉城 勇議員。

[玉城 勇議員 登壇]



○13番 玉城 勇君 それでは、玉城 勇、質問をいたします。今日は3点について、これまで何回か質問をしている3点でございますので、進展があるように回答をお願いしたいと思っております。

1点目に町道3号線について再度の道路改良を求めるということで質問をいたします。

(1) 町道3号線の大名給油所から西原町の池田間の交通渋滞解消のため、道路改良及び時間帯よっての信号機の調整、これは大名給油所とそれから池田三叉路に信号機がありますけれども、その調整ができないかという質問でございます。(2) 同区間は、県道並みの交通量と思われるため、西原町池田地域を含め県道として整備要請ができないか。

2点目、認定こども園設置についてでございます。(1) 本町は、認定こども園の設置についてどのように考えているか。(2) 今後、認定こども園設置希望者の相談に応じることはできるかでございます。

3点目、住宅用火災警報器設置助成についてでございます。(1) 火災から町民の生命・財産を守るために住宅用火災警報器の設置が必要である。これまでの質問では、助成について調査・検討するとあったが、結果はどうなっているか。(2) 南風原町役場職員の住宅に付いて、設置率は何パーセントか。以上、お答え願います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1つ目の町道3号線について再度の道路改良を求めら

(1) にお答えいたします。大名交差点の交差点改良工事で町道3号線を平成21年度から23年度にかけて整備をしたことから、再度の道路改良工事を行う予定はありませんが、交通渋滞のため、信号機の時間帯での調整については与那原警察署と協議をしてみたいと思っております。

(2) についてです。南部東道路、MICE施設等の整備により、空港自動車道側道側、南風原北インター、町道3号線等、ますますの混雑が予想されることと、南部地域から那覇市首里方面へのアクセスの向上、更に内環状線、特に那覇インター付近の渋滞緩和を図るため、空港自動車道側道側道側を利用し、喜屋武から那覇市石嶺方面への道路整備を行うよう県の土木建築部との行政懇談会において要望をしております。

質問事項2つ目の認定こども園設置について(1)にお答えします。認定こども園の設置については、公立、私立幼稚園及び保育所から認定こども園への移行及び新設が考えられます。(2)についてであります。認定こども園設置希望者の相談は、可能です。その際は、今年度は子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行う年となっておりますので、新たな量の見込みを算出し、必要があれば対応してまいります。

質問事項3点目の住宅用火災警報器設置助成について(1)にお答えします。平成18年度の消防法改正以降、同法の規定及び東部消防組合の条例規程により設置を義務化されて

いること、新築住宅の所有者は自費で設置していることなどから、町民全体の公平性を考慮すると、町による火災警報器設置助成は厳しいと考えております。引き続き、東部消防本部からの依頼による設置啓発の広報などは協力をしてまいります。(2)についてです。役場職員の住宅については、設置率80.63パーセントとなっています。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 これより、一問ずつ再質問をさせていただきます。まず、1点目の(1)についてでありますけれども、確かに大名交差点の改良によってこれまでの渋滞がだいぶ緩和されておりますのは事実でございます。しかし、現在なお、三方については、また北丘小学校側を除いて残りの三方についてはまだ交通量が多くて渋滞している状況でございます。それで一番の原因は、見た範囲で右折帯が短いような感じがするのですね。特に宮城側から来ると国場川の宮城橋が非常に短いというのがあります。それから、池田側からすると交通量が非常に多い関係で、約100メートル右折帯があるのですが、それでもやはり足りない。大名公民館側からは、県道と町道10号線の両方から車両が入ってくる関係で非常に混雑している。車の量が多い朝夕は、特に新川方面から来る車両が多い状況でありますので、そこを通過するために信号を何回か待たなければいけない状況にございます。確かに道路改良によって渋滞はだいぶ緩和されているのですけれども、再度、右折帯の延長について県との調整、それから町道3号線について町の事業として、池田側からの右折帯の延長というような改良工事が再度可能かどうか。これは協議をしていただきたいということでございます。行政としても現状の確認はしていると思うのですが、今一度確認されて、朝夕のラッシュ時の時間帯でぜひ確認をしていただきたい。それを基に、必要があれば県との交渉をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原正善君 ただいまの町道3号線整備についてお答えいたします。自分らも先週ですが、夕方に現場を確認いたしました。その時に、右折帯も含めて、交差点を通過するのが3回ぐらいの待ちという実態になっております。今現在、南部国道で南風原バイパスの関連でこのへん一帯で交通量調査を行っておりますので、その資料をもらってそれを見て検討はしていきたいです。また、それを含めて県のほうに調整ができれば行きたいと思っております。

西原の池田側に関しましては西原町の管轄となっていますので、こちらでは言えないのですが、西原町に確認しましたら事業計画は一応あるのですが整備をやるかどうかまだ決定していないという回答はもらっています。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今2点、回答があったと思いますけれども、1点目の南風原バイパスと与那原バイパスの工事によって車両の通行が県道から国道側へ流れが変わっていくということで、ある一定の緩和は可能であろうと、それは理解できます。ただ、今のところ池田側からの車両が多いものですから、またそれと喜屋武から宮平、与那覇、宮城に来る側道も非常に車両が多くて、このへんは新川側に上っていく車ではないのですよ。たぶんに西原側に抜けて行くためにこの側道を利用していると考えられますので、そうすると与那原側からの車のみが緩和されると考えられます。ですから、それについての解決方法としては、そこの改良が必要ではないかというのと、それから西原側の池田交差点からダムまでが西原の管轄でありますので、それについて計画はされているのですけれども実施計画がだされていないという答弁ですが、その内容についてもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原正善君 1点目に関しましては、先ほども申しましたとおり、南部国道事務所でこの周辺一帯の交通量調査を行っていますので、その結果を見て判断していきたいと思っております。

2点目の西原に関しましては電話確認で、計画はあってこれに向けた調査費を計上はしたのですが認められなかったというような報告を受けております。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今の確認です。西原町側は調査したいけど認められないというのは、町の中で認められていないのか、県との協議で認められていないのかどちらですか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原正善君 県に出す前に交通量調査などそういったものが必要になるものですから、その調査費用として計上はしたのですが、町内で町予算で認められなかったという話でした。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 分かりました。それでは、県に対しての県道の改良については厳しいということでもありますけれども、あの右折帯をどうにかしないと解消できませんので、今一度要請をお願いしたいと思っております。

それから、与那原署との協議についてでありますけれども、総務の担当でしょうか。やはり早急に協議をされて、この時間帯よっての信号機調整が可能なのかどうか。それについて次回にも確認したいと思いますけれども、早めに調整して、可能であれば早めに取り組んでいただきたいということでもあります。予定としては、どのようなスケジュールで与那原署との協議をしようとしているのか。それから公安協ですか、県の管理にもなると思うのでそのへんの調整も必要だと思いますけれども、今現在どのようなスケジュールを考えているのかどうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 ご指摘の交差点は、混雑が非常に顕著でございますので、さっそく所轄の与那原署にはそういった調整が可能かどうか、やって欲しいというも含めて協議に入りたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。宜しく願いいたします。

それでは2番目。那覇空港自動車道の側道を利用して、喜屋武から那覇市の石嶺方面への道路整備を要望しているということもございますけれども、この行政懇談会がいつ開かれて、どのような要望をしているのか。内容については主に道路の幅員とか、あるいはコースですね。今の那覇空港自動車道の側道は宮城まで来ておりますけれども、そこから延長していくのか、あるいは新たなコースを想定しての要望としているのか。これについてお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。行政懇談会は、平成29年5月17日に開催されております。内容として、南風原町としては広域的にも環状線ですね、沖縄県の中でも那覇インター近くのこの環状線の渋滞は大変重要な所でございます。今、南部では南部東道路とか507号バイパスも整備されましたけれども、こういう道路整備はされたけれども、要はこの最終的には那覇市の北側に行くということになるとこの内環状線を通らなければいけない。たくさんの外側の道路整備はされたけれども、最終的にはそこに集中しているということがあって、そのために那覇空港自動車道は外環状線の位置付けがされて

おりますけれどもこれは高規格の道路なのでどうしても南風原北、次は今ですと西原インターでほとんど宜野湾に近い所にあります。外環状線は位置付けされたけれども、このインターが遠いものですから那覇市の北側へのアクセスとなると、この外環状線が那覇市の交通を分配するような機能にならないということで、そういうものを整備してはどうかと、それはまた南風原町にとってこれからのMICEとか南部東道路も整備されるということで北インター周辺のますますの混雑、3号線もありましたけれどもそういうものも予測されるので、そういう路線を検討していただきたいというような要望でございました。以上です。ルートにつきまして、はっきりしたルートは当然示してはございませんけれども、僕らの構想としては側道を利用して自動車道に沿ったかたちで石嶺に抜けてはどうかと提案してございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、先ほどの交通量の調査が行われたということですが、今月やっております。この目的は、バイパスができて、このバイパスの利用状況を調査すると、それによって道路をどう改良していくかという今月の調査でありました。確か2年ほど前にも同じ場所で交通量調査をやっています。それに基づいてバイパスの早期建設ということに進んでいると思っておりますけれども、ただ、先ほどおっしゃったように那覇空港自動車道については非常に交通量が多いです。それで県道240号線で今止まっているのですね。そこから先、車が流れて行かないという状況がありますので、一番気になるのはそこから先のコースなのですね。今の那覇空港自動車道の側道をそのまま延伸していただくだけでは、やはりおっしゃるように解消にはならない。そこで幅員はどのぐらいがベストなのか。それから、その環状線としての位置付けであれば、それにまた那覇市側からの接続の道路も必要になってくると思うのですけれども、それについての県との協議はなされているのか。あるいはそのへの要望は出されているのか。それについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 答えします。要望はしてございますけれども、今回初めてこの件は要望でして、懇談会でも各地域からたくさんの方の要望がございまして、具体的に検討するというような回答まではいただいております。交通需要、交通状況の変化、あるいは県道としてのネットワークとかそういうものを勘案して、今後の検討とも言っていないで課題であるというように回答はいただいております。今のところ具体的な回答にはなっていないということでございます。うちとしてもまだ構想段階でしか話をしておりませんので、具体的にどうこうというのはございません。ただ、これから国・県、

東バイパスの件でなど話合いの場はありますので、そういうところでも主張していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ちょっと質問からずれるのですが、那覇空港自動車道の側道から南部東道路に接続する計画でされていた南部東道路ですけれども、今、南城市側から直接那覇空港自動車道から分岐をして欲しいという要請を出されたそうなのです。これまでの計画どおり側道からの分岐となると、豊見城・那覇方面に行く車と逆に西原側に抜ける車両もますます増えてくると思われまいます。ですから、今現在、町道として管理をされていますけれども、南部東道路ができるころには県道としての機能を持たせて県で管理をしていただかないとこの道路の幅員が厳しいだろうと思われまいます。ですから、側道から西原を通過して那覇石嶺に行くというのも、やはり町道を延伸して更に西原町道を接続するのではなくて、県道としての整備が必要だと思っております。これについてはどのように話をされていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。側道から石嶺方面への整備ですね、町道3号線に乗っけるというよりも、石嶺方面へ抜けるような道路が必要だろうと、われわれはそういう考えを持っているわけでございます。当然、南部東道路が接続されますと、那覇空港に行くのもありますし、那覇に抜ける車両も増えるだろうと、それとまたMIC Eを意識しての道路としてもやはり相当混雑するのではないかとということで、町としては行政懇談会には要望しておりますし、今後も継続して要望していきたいと思っております。また、これから南部東道路の検討会議が立ち上がり、国、県、南風原町、南城市で協議会が開催されますので、そのなかにおいてもこれを要望してまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 交渉にあたっては、信念を持って当たっていただきたいと思っております。それから、那覇空港自動車道のイオン前の交差点から側道がありますが、ここも完成した後はやはり車の量が増えております。ですから、そこから新川十字路まで本線、側道も通るわけですが、そういったものも一緒に検討されて、地域住民にとってベストな道づくりを念頭に置いて交渉をやっていただきたいと思っております。

次にまいります。2点目の認定こども園についてお伺いします。本町の保育園は待機児童が多いということで、認可保育所の設置あるいは小規模保育園の設置、または定員増と

いうことで取り組んでできましたけれども、まだまだ待機児童がおります。以前から認定こども園の設置については質問したり要望しておりますけれども、南風原町の考え方として、認定こども園の設置についてはなかなか厳しいというような回答があるので、設置をしたいあるいは那覇市のように設置すべきではないかという話合いはなかったのか。これについて町としてどのような考えを持っておられるのか、再度回答をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、本町の待機児童解消に向けての取組については、平成27年から31年までの5カ年計画であります子ども・子育て支援事業計画に沿って進めております。今年度はその中間年度に当たりまして29年度で見直しとなりますが、その計画の中で認定こども園の設置数や普及に関する考え方も載せております。これは子ども・子育て会議で議論されてまとめておりますが、本町は保育の拡充はもちろん不可欠な状態となっていると、その中で既存保育所での受入れ増とか保育所の新規整備、地域型保育事業、更に公立幼稚園の複数年保育による受入れ充実を図り、教育保育の更なる拡大を図ります。認定こども園の整備については、今後のニーズ、待機児童の状況などを見極めながら検討します。と、いうかたちがこの計画当初での認定こども園に対する考え方でございます。那覇市や浦添市の動きでは、公立幼稚園を認定保育園にしていく取組が進んでおります。われわれも、その公立幼稚園が認定こども園に移行していく状況が本町の場合どうなのかということで、プロジェクトチームを立ち上げて検討してまいりました。このプロジェクトチームは、那覇市等に出掛け情報収集、情報交換をしていって、結論としましては公立幼稚園を認定こども園に本町が移行するということに関してはすでに28年度から4歳児保育をスタートしていることや、その4歳児保育をしたことによって幼稚園の利用者は今後ますます増えていこうと、そしてその幼稚園での複数年保育をするにあたっては、夏休みなどの長期休暇の対応や預かり保育、土・日の対応、給食提供等、他の市町村で取り組んでいる公立幼稚園を認定こども園にしていく場合のメリット部分をすでに南風原町は幼稚園で実施済みであります。このプロジェクトチームの回答は、本町が平成30年から公立幼稚園を認定こども園へ移行していくことについては、時期尚早だと考えたとまとめております。そういうことから、これまでの経過としては、本町は検討してきましたが公立幼稚園の移行はまだ早いと、それ以外の認定こども園の部分については検討していくことになっておりまして、今年度が計画見直しですから、この子ども・子育て会議の中で議論していくことになります。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 確かに本町の待機児童については、29年度ではほぼ解消するという計画でございます。しかし、本町の人口形態を見ると若い皆さんが増えていますよね。津嘉山地区の区画整理事業によっても大幅に人口増につながっていると思います。その内容については、若い皆さんが南風原町に住居を移しているということからしても、当初の予定よりも子どもの数が多いのではないかとということで、やはり仕事をしない人でも子どもを預けたいというのがございますので、これについては無認可だけでは対応できないというのもございます。それが可能である認定こども園は、本町でも必要ではないか。ですから、幼稚園はそのままいいです。ただ、幼稚園も当初計画の3歳児から受け入れるというのは大変厳しい現実があるかと思います。今の4歳、5歳がたぶん限度だろうと、3歳児まで入れると財政的にも大変厳しいのがこれまでの計画あるいは実施した結果から伺えます。それ以外に受入れ先を作らなければ、本町の待機児童は解消しないと思いますので、ぜひそのへんは総合的に検討していただきたいと思います。

今年1月24日、那覇市に子ども・子育て支援事業について議員全員で調査にまいりました。その中で、平成24年度以降、那覇市も400人台の待機児童が推移していると、毎年それぐらいいらっしゃるわけですね。しかし、現実の問題として、実際の待機児童の把握は難しく、その把握が難しい状況を踏まえて、潜在的には約5倍の2,000人が公立認可保育所への入所を希望している、行政が把握しているのは430人ほど、潜在的には1,000人ぐらいいると、そういうものが那覇市の計画の中に入っていてそれに向けての対応をしている。こういう結果をだしてありますけれども、把握することが困難な潜在的待機児童数を想定しつつ、把握したニーズ量及び策定した解消計画を適宜見直していくと。ですから、本町においても今、那覇市と同じような状況だと思うのです。それについての柔軟な取組、あるいは見直しが必要ではないかと思われまます。

それから、先ほどから言っているように、母親の就労状況、両親ともフルタイムで仕事をしているのが増えてきております。24パーセントが就労していない状況でありますけれども、その24パーセントのうち60.3パーセントが就労を希望している。仕事に就きたいのですけれども現状ではできない。75パーセントほどの方がすでに仕事を持っている、それで子どもを預けたい、でも待機児童になっている、それで両親に預けたり兄弟に預けたりしながら今はがんばっている。でも仕事をしていない母親でも60.3パーセントの人が仕事に就きたいという考えを那覇市では持っている。本町でもそれが当てはまるのではないかと思われまます。そのような結果が5点ほど出ておりますので、ぜひ本町でも那覇市の結果を参考にして柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目について再度確認をしたいと思っております。先ほどから申し上げているように南風原町は若い人が非常に増えていく可能性がございます。若い町だと思っております。ということから、子どもが増えていく現実を見ながら、また将来更に増えていくと想定しながら、その認定こども園の設置については相談を受けたりあるいは柔軟に対応されて設置を促していただきたいと思っておりますが、今は相談には対応するけれども設置をしよう



という踏み込んだところが見当たりませんのでこれについて今後は希望者がいたら設置できるような相談あるいは取組ができるかどうか再度、部長にお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。もちろん、相談はいつでもお受けいたします。ただ、そうはあってもやみくもに全て設置を推進していくとかそういうことではなく、まず待機児童解消に向けての取組については今回、国から待機児童解消状況を見える化するようという通知がございます。待機児童がいる市町村においては、保育提供区域ごとにきちんと待機児童の状況を見える化することとございます。これはどういうことかと言いますと、一つの市町村の中でも圏域によっては、受け皿は整備したものの一方では待機があって1カ所では空いているという状況が近年出てきていると、ですから待機児童がいる市町村はその市町村の中において保育提供区域を決めて待機児童解消を見える化するようというのがございます。本町においては、その通知が来る以前からおおよそ国道329から北と南、ほぼそのようなかたちでの保育の受け皿、定員の確保、待機児童の状況、人口の状況を分析しながらやってきてはいますが、今回、国からもはっきりと見える化するようにとございました。そして、議員おっしゃいますように、南風原町の人口増というのは、予想以上と言いますか、特に津嘉山地区の人口増が相当大きいものがございます。われわれも柔軟に、この子ども・子育て支援事業計画も途中で見直しをしました。それで新たな認可保育園の設置なども出してきたわけです。その中で認定こども園の議論はなかったかと言いますと、そこでも議論は出ましたが先ほどのプロジェクトチームの見解なども踏まえながら今後の状況を見ながらということとございます。認定こども園については、毎年度、県から希望する所があるかという意向調査がございますが、27年度に一度希望したいようにはありましたけれども、その後の27、28に希望は出ておりませんでした。今、次年度の希望が1カ所出てきておりますが、保育の提供区域を設定しての受け皿の確保という部分を踏まえて認定こども園についてどうするかを今後議論していくこととなります。まず本町は、4歳児、5歳児の待機児童はおりません。課題は0歳、1歳、2歳となりますが、北側の区域においては人口増が南側より減ってきておりまして、供給体制もおおよそ整ってきています。津嘉山地区の人口増がすごく激しくて、やはりまだまだ追い付かない状況になっていくのではないかと見込んでいます。今後、第一団地、第二団地の建替えが進んでいきますし、新たな土地見直しによる住宅増も想定されます。そういうことから、この南側の保育提供区域の定員増をまずしっかり確保していかなければいけないというのが今のところの見通しとございます。この保育提供区域内でしっかり供給体制がどうなっていくかが第一になって、その中で認定こども園の議論もこれから始まる子ども・子育て会議の中で議論していくこととなります。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 本町の保育提供区域というのが北と南でわけているようでありましてけれども、本町の面積は10平方キロちょっとしかありません。南北どこから行っても30分以内、あるいは20分以内で行ける地域でありますけれども、そういう狭い地域で区域を分ける必要があるのか。大名から津嘉山の保育所に行ってもいいじゃないですか。これからは、子どもが保育園を選べる時代なのです。その保育所のカリキュラムを見て親は決めていくという時代になっているのに、区域を分けてしまったら、子どもは行きたい場所に行けない。そうではなくて、やはり南風原町の面積からすると区域というのは必要ないのではないかと思うのです。ですから、それと併せて、仕事に行きたくても行けない母親の皆さんは、子どもを預けたいのです。しかし、認可保育園に預けることはできない。無認可に保育をお願いする。そこでできる方法としては、認定こども園があるわけです。それを進めることによって、預けたい母親が預けて仕事に行くことができる。今は主に家事をしている方、あるいは農業をしているとか、あるいは家業の手伝いをしている皆さん、正式な従業員ではないわけですが、そういう皆さんも子どもの保育をお願いしたいわけです。それについて行政は対応しなければいけないと思うのです。同時に併せて、区域を分けたのでは空いている保育所に預けられない。これについてはどのように考えておられますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この保育の提供区域の設定というのは、あくまでもこの圏域での受け皿の確保という部分でございまして、この区域の子どもの数とか申込者数とかそういったものを勘案したもので、明確に線を引いてここにしか行けないということではございません。先ほど申し上げましたおおよそ国道のこのあたりという北と南で想定してというものですので、宮平保育所とさんご保育園もありますから、供給体制、定員確保のバランスという供給体制ですので、だいたいそのへんがラインになって北と南に分けて供給受け皿をどれぐらいこのへんにこうしていきましょうというものです。通勤によるものとかあるいはもちろんそのこの保育園の保育がいいという希望もあると思います。あとは家の近くが一番いいとかそういうものがあると思いますので、それで保護者は第一希望はどこかのように選んでいくわけですから、現時点でも北側の保護者が南側の保育園に通っているというのがデータからも見て取れます。ただ、家の近くにあればやはり一番通いやすいということが大きいと思いますので、そういったものも含めての提供区域というような考え方です。実際、遠いからということで、せっかく受け皿として施設は整備されたのに申込者がいなかったというのが現実に他市町村では起こっているわけですから、そういうことを見て国としては市町村内での提供区域、供給体制を見ながら待機児童を解消していくようにということです。南風原町はおおよそ北と南に分けて定員確保のバランスを取って

いっているものです。その中で、今、南側はどんどん人口が増えていっているので供給体制がもっと多くなるというのが第一です。

もう1つ、議員おっしゃいます今は働いていないが受け皿があれば預けて仕事に就けるという、われわれもまさに同じ気持ちでありまして、町長も常々申しています、本来は働いている、働いていないにかかわらず行政は預かるものだと、それによって仕事にも就けるし心身のリフレッシュもできる。そういうことで子育ての支援となると常に申しております。われわれもそれは常にありますが、現時点ではまず待機児童の解消が第一でございまして、まず待機児童の解消に取り組んでいく。これは国からも働き方改革ということで示されておりまして、女性の就業率を5年間で80パーセントにまで上げていくという目標がございまして。その目標達成のためにも保育の受け皿の整備がやはり重要です。そのへんも子ども・子育て会議の中で、南風原町がどのようにこの女性の就業率向上も図れる取組にしていけるか、しっかり議論していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 では、まず確認をします。子どもは希望する園にほぼ預けられているかどうか。第一、第二、第三希望と書いておりますけれども、これは区域がないと理解してよろしいですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 可能な限り第一希望を通す気持ちでおります。しかし、1カ所に集中しますとどうしても調整をしなければいけません。基本は、第一希望をもちろん重視します。圏域は本人が希望しているわけですから、ここが保育提供区域外だからとかそういうことで行けないことはまずございません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 子どもを0歳から3歳まで預かっていると、そして新たな0歳児が希望した。本来ならば、今実際に園にいる子どもたちも含めて抽選すべきではないかというものが平等の考え方からするとあるのですけれども、現在はすでに入っている子どもたちが優先されて、新たに出生した0歳児は空きがないと入所できないというのがあります。それと急に来られても保育所が探せない。やはり0歳児は2人までしか見れないとなると、各園においても職員の調整が難しいというのがあります。ですから、そのへん含めて平等になるような方法、あるいは希望する園に入れるような方法もぜひ検討すべきではないかと思っておりますけれども部長の考えはどうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 われわれもそうなれるように、皆が第一希望の園に行けるよう供給体制を整えていきたいというのは同じであります。しっかり待機児童の解消に取り組んでいきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 では最後に確認をしたいと思えます。那覇市は仕事に就いている女性の人数、パーセント、仕事をしていない女性のパーセント、していないけれども子どもを預けたいというパーセント、その調査もなされていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっては、ニーズ調査ということでアンケート調査等取っております。ただ、そのデータが今ここには持っておりませんが、ニーズ調査はやっております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひそのような具体的な数字も確認して、これからの待機児童解消の取組、また新たに増えてくるであろう子どもたちの数字の把握もしながら、本町の素晴らしい取組をお願いしたいと思えます。

それでは、3点目にまいります。以前から要望しております住宅用火災警報器の助成についてでありますけれども、今回、残念ながら厳しいということであります。まず答弁の中にありました新築する家庭については義務でありますので設置をしていると、全町民に対して交付をすると公平性に欠けるのではないかとということでもありますけれども、この住警器の寿命が約10年なのですね。ですから、新築であっても10年したら交換しなければいけないのです。その段階で助成しても平等になるはずなのです。公平性に欠けるというのは全くないと思えますけれども、そういった意味からしてもこの考え方というのはちょっと間違っているのではないかとと思えますので、それについてどのようにお考えになりますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 ご質問の件にお答えする前に、堅い話になりますがこの火災防火というものにつきましては、一部事務組合である東部消防本部が担うということになっておりまして、われわれの例規からも東部消防に移っております。ということではあるのですが、行政が行う助成にはどういったものがあるかとすると、非常に様々な、例えば予防接種はある年齢になれば全員受けてくださいとか、必要な人に対しては日常生活に支障がある方については特別なルールに基づいてやりましょうとかいろいろあると思うのです。住宅については、以前からあるものに住んでいる人、この法制度ができた18年度以降に住んだ人、若しくは賃貸に住んでいる方々、その時点で様々な形態がございます。皆さんのライフスタイルなどで持ち家に住むのか、賃貸に住むのかもそれぞれございますので、それを行政が一手に引き受けて助成をしていくのが妥当かどうかという、根源的なことから考えても現時点ではやはりそれぞれの方がそれぞれで対応してくださいという部類に入るのではないかとこの考え方で答弁となっております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 もちろん、本町行政の中にあつたものが東部消防という一部事務組合を設立したということで、本町行政の仕事が東部消防組合に移ったということでありまして、では東部消防がそれを予算化して設置するかということまでは条例にはないのです。東部消防も普及の促進、組織が活動できるように活動の促進に努めるというのがこの条例なのですね。ですから、以前にも要請したこの住警器について、100パーセント助成できなければ、では50パーセントの助成はどうかと、東部消防がそれを促進するわけです。でもそこで行政としてなんらかの助成は可能ではないかと思われましてけれども、そこは先ほどの考え方なのか。要するに、全てお任せではないのですよ。この消防行政について組合でやります。しかし、こういう助成が発生するもの、あるいは全国的にもそういう活動がありますし、本町として町民の生命・財産を守る意味からも、では50パーセントぐらい助成しましょうとか、残りはもちろんこれは義務ですから住宅の持ち主が負担していくというのがあります。そのへんは全てやりなさいなのか、町民の生命・財産を守るために行政としてもいくらか助成できるのではないかとこのものいろいろと考えればあると思うのですけれども、これについていかがですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まずは仕事の棲み分けからすると、やはりこれも消防・防火については消防だと認識しています。ただ、それを置いて生命・財産、安心・安全という立場からして広く行政の視点からして、では先ほどお答えした行政が行う助成・補助というのは妥当かどうかということですね。ちょっと拡大だと言われるかも知れませんが、自動

車の法定点検にも助成を出すかということですね。あれも安心・安全、自分の身も通行車も同じように車に乗っている人にも、まともに走るためには車検が必要だというようなことで、やはりこれは車を持っている人もいれば持っていない人もいます。家についてもそれぞれの生活状況でそれなりの家があって、古い家、新しい家、賃貸住宅とございますので、またこれはルールの中で取付けが必要だということについてはそれぞれの方で対応していくものだと考えます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、再度確認しますけれども、東部消防で決定をしてこの住警器を各家庭に設置させたい、あるいはまだ設置していない住宅に対して設置を決定した場合に、そうなったら構成3町がその予算を捻出しなければいけないわけです。これについては同意できるのか、可能であるのかお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 私が今、南風原町の総務部長の立場で助成の考え方は先ほど申し上げたとおりでございますが、東部消防がそれをやるということで構成町の財政担当の課長などと毎年予算編成を行っていきますが、そのときにそれが出来、南風原町はノーだけれども西原と与那原はOKだったとかということがないとは言えないです。それは管理者、副管理者いらっしゃるんです、方針が決まればそれは負担金として反映されるものだと思うのですけれども、本町としてはその助成に対してはどうかと、私が先ほど申し上げた対応になると思います。ただ、もし決定されたらそれは負担金として反映されることになると思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 決まりましたらよろしく願いいたします。先日、敬老の日がございましたけれども、最近では東部消防からもこのようなチラシが出て、敬老の日には住警器をプレゼントしよう。ですから町も敬老の日こういうプレゼントをすとか、あるいはいろんな行事でプレゼントするという方法もいろいろございます。あるいは65歳以上の家庭に設置をすとかいろいろと検討できると思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。先ほど、職員の設置率が80.63パーセントということでございます。少なくとも職員は100パーセント達成すべきだと思います。もちろん、議員も100パーセントだと思います。もし達成していなければ、職員と議員は年度中に100パーセントにするべきだと思いますけれども、そのへんの確認は取れますか。どうですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 80.63パーセントと答弁しておりまして、では残りの設置していない職員においてはアンケート結果を回答するなかにおいて義務化の経緯、警報器の設置場所など必要性についても通知しておりますので、今後設置に向けて動いていくものだと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 町民の先頭に立つ議会と行政職員でありますので、共にやりましょう。以上、終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時24分）

再開（午後1時33分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。8番 花城清文議員。

[花城清文議員 登壇]

○8番 花城清文君 それでは、質問をします。1点目、町長の方針について伺います。毎議会、『議会だより』というのを発行しています。その『議会だより』を見て疑問を持つ町民の声が聞かれます。そこで町長に質問します。（1）町長の報酬は県内類似町村長の中で一番高いです。そうすべきと判断したのは何なのでしょう。（2）町長の報酬は町民の税金で負担します。その町民に対してどういうふうに思われるかお答えください。

2点目、南部水道企業団のアドバイザー会議について伺います。私は町民に損失を押し付けるべきではないという考え方で質問します。（1）職員の給料について、条例・規則どおりの取扱いがなされていないため、アドバイザー会議が設置されました。その設置の法的根拠は何かお答えください。（2）給与の返還は、法的強制力があるのかどうか。

（3）町民の水道料金で給与の引き上げをしました。ですから、返還は当然です。その不適切を調査するため弁護士を入れた第三者委員会の設置を提言してはどうでしょうか。

（4）南部水道には町長の身内が働いております。その人も返還の対象になるのかどうかお答えください。

3点目、下水道に接続した場合、補助金を増額してはどうか伺います。工事は終わっているのに、その下水道に接続をしない町民もおられると思います。いろいろ理由があると

思うので、下水道を普及させるための質問をします。(1)浄化槽を設置した個人住宅、それにアパートの集合住宅等の下水道の加入はどうでしょうか。(2)補助金を増額し、下水移動への加入を促進してはどうでしょうか伺います。

4点目、黄金森陸上競技場内のトレーニングマシンとウォーキングコースへの照明器具の設置を伺います。まず、執行部の皆さんにお礼を申し上げます。それは平成26年3月議会でした。私が質問した陸上競技場トレーニング室へのクーラーの設置、トレーナー配置もされました。ありがとうございました。それで、匿名でハガキが届きましたので質問します。(1)マシンはタイマーを設置し、各個人の使用時間を制限してはどうか。(2)黄金森陸上競技場周辺のウォーキングコースは暗い、照明器具を増やして欲しいと町民の声があります。どうでしょうか、お答えください。以上、4点質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1つ目、町長の報酬についての(1)と(2)については、関連しますので一括してお答えします。特別職の給料の額を変更する場合は、特別職報酬等審議会条例員より、当該審議会の答申を受け、改正条例を議会に提案し、給料額が決定をされる仕組みであります。また、現行の給料月額についても、同規模自治体との比較から見ても妥当なものと考えています。現行の給料額は、平成12年度以降は変更がありません。

質問事項2つ目の南部水道企業団のアドバイザー会議を問う(1)についてお答えします。南部水道企業団が規定をする南部水道企業団水道事業運営アドバイザー会議設置要綱第5条第1項に基づく、いわゆる企業長の私的諮問機関の位置付けであります。(2)についてです。アドバイザー会議の提言については、給与の過払いについては地方自治法第236条に基づき起算日から5年に遡り返還請求ができます。支払不足額については、労働基準法第115条に基づき、起算日から2年に遡り支払する内容となっております。いずれも法的根拠に基づいてであります。(3)についてお答えします。アドバイザー会議では、南部水道企業団の顧問弁護士の意見もその都度参考にしながら、第三者的な視点で各提言を行いました。また、同会議からの提言については、すでに南部水道企業団議会においても報告をしております。現時点で新たな第三者委員会の設置は検討していないということでもあります。(4)についてお答えします。南部水道企業団からアドバイザー会議への提出資料に、各職員の記載についてはありませんので、個々人の内容については把握しておりません。

質問事項3つ目の下水道へ接続した場合、補助金を増額してはどうか(1)についてお答えします。下水道への接続率については、平成23年3月末で81.6パーセントとなっております。その内訳として、個人住宅、それにアパート等集合住宅の接続率については把握できておりませんが、過去3年間の平成26年度から28年度までの実績では、個人住宅で175



件、うち合併浄化槽から接続が49件、単独浄化槽が125件、汲取り1件、アパート等では18件、うち合併浄化槽からの接続が8件、単独浄化槽から10件の合計193件、内訳としては合併浄化槽からの接続が57件29パーセント、単独浄化槽135件70パーセント、汲取り1件1パーセントとなっています。(2)についてです。下水道接続補助金については、接続する際の費用の一部を補助する制度ですが、財源は国の補助金(県からの交付金)が2分の1、町負担2分の1となっています。ご質問にあります補助金増額については、現在の補助額が適正な補助額だと認識しています。

質問事項4つ目の黄金森陸上競技場内のトレーニングマシンとウォーキングコースへの照明器具の増設を問う(2)についてお答えします。目視でウォーキングコース周辺を確認したところ、園路等が樹木によって暗くなっている箇所が確認できましたのでさっそく剪定をいたしました。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 花城清文議員の質問事項4. 黄金森陸上競技場内のトレーニングマシンとウォーキングコースに関するご質問にお答えします。(1)でございますが、トレーニング機器の使用時間につきましては、マナーとして約20分以内の目安があります。これまで室内への表示やトレーナーによる指導を行っております。今後ともトレーニング室の快適な利用向上に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁ありがとうございました。再質問からは1点目の町長報酬については町長独自の報酬ですから、町長でお答えいただきたいと思っています。町長の報酬ですが、西原町より3万6,000円、八重瀬町より3万2,000円、与那原町より6万1,000円、読谷村より3万4,000円それぞれ高いです。妥当と回答をいただきましたが、その高さが妥当なのですか、そういう認識をされておられるのですかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 特別職の報酬につきましては、先ほども副町長から答弁がございましたように、まず特別職報酬等審議会にかけます。条例を提案するときはその意見を聞いてから提案しなさいということになっていますので、そののちに条例を議会へ提案して、議会に承認をいただいて額は決定されるということですので、それは手続き上もそうであるし妥当であるということになると考えます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確か県の特別職の審議会と言うのか、町独自でやるのではなくて県から各市町村にその文書が届くと思う。それを受けてそれぞれの市町村で審議をされると思うが、それぞれの市町村が同じ文書で審議をされるのに、なぜ南風原が各市町村と違うのか。それは不思議でならない。先も申しましたように、その高い額というのが妥当だということですが、町民はそれにやはり疑問を持っています。もう一度お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 調査を行いました。昭和62年から議員がおっしゃられたような基準が示されております。1万3,000人規模の町村は、標準としてこれだけです、ということをございまして、それを考慮しながらそれぞれの自治体が上乘せしたり減額したりということになると思います。本町の場合は、例えば昭和62年がこの基準に1.9パーセントを乗じましたとか、63年度は2万円上昇しましたとか、平成元年は2万5,000円を人口等考慮して県の上昇分は2万5,000円でしたけれどもこれに5,000円積み上げしましたというデータがございまして、おおむね県の基準と比較しても人口1万3,000人をモデルとした規模で基準は示されておりますので、それを考慮した額で特別職報酬の審議会、それから議会へ上程されているということをございまして、他の自治体でもこの基準に合わせて自治体の状況で増減があつて議会で議決を得ているということだと思ひます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、南風原町より高い町村があるのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 現在、町村では本町が高いということになっております。ただし、以前は本町より高い自治体がありましたが、それぞれ減額等があつたという情報でございませう。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 分かりました。では次にいきます。町長は、よく町民にお話をされるとき、町民優先という言葉が使われます。しかし、どうでしょうか。小学校のクーラーは南部で一番低い。中学校も15パーセントで低いです。また、29年度は、子どもたちの平

和学習の予算も削られました。認可保育園の支援も減額されました。それに臨時職員も減になりました。それなのに、類似町村より高い。しかも今答弁にありました、沖縄で一番高い町だということです。町民優先ならば、当然ご自分の報酬減額を考えるべきだと思いますが、なぜそれはやらなかったのか。根拠があったら教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 29年度の予算配分につきましては、これまでも申し上げてきましたがそれぞれの必要な部署にはきちっと予算は配分しているということでございます。保育園の町独自の支援につきましても、国の支援が本町よりあとになされたということで、本町が独自でやっていたものにやや追い付いてきた、しかしながらお且つ本町はやっていると、他の自治体に比較したらですね。そういったこともあることをご理解いただきたい。それから、やはり全体的な財政規模、人口等々、職員の7級制導入をしているとか、そういったトータルで考えて現在の報酬額になっているということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 事業の仕組みであるとか、予算の配分であるとか私も知っています。それは当然、町長の権限です。けれども、町民優先とお話をされておきながら、これだけ削ってくるのに、事業を縮小するのに、ご自分の給料は隣町村の中で一番高い。それはやはり町民が納得しないでしょう。何でという疑問が出てきます。そこをこれからのこともありますので、町政運営もどういふふうにするのかということで町長の課題ですので、町長に今後の課題として問題提起をしておきます。

南部水道企業団のアドバイザー会議の質問です。まず事務的にアドバイザー会議というのが調査されていますので、その事務的なものを先に副町長から伺います。まず1点目ですが、南部水道は八重瀬町と南風原町で経営しています。町長は、全ての経営に責任があると思いますがどうでしょうか。お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 午前中の大城議員からの質問にもあったのですが、一部事務組合というのがございます。公営企業の一部事務組合が企業団と呼ばれるということでございます。通常の一部事務組合、いわゆる那覇・南風原環境施設組合とか東部消防組合、これは公営企業ではない組合でございますので、管理者・副管理者としてこの構成団体の市町村長がおります。公営企業法の中で、管理者をこの関係する自治体の長が指名すると、管理者を置くということになっておりまして、全権、この管理者が行うこととなっております。

ます。ただし、管理者を置かない公営企業の一部事務組合があれば、それはその関係している市町村長が行うとなっておりますので、そのことからするとやはり企業長がその組合の全てを掌握していると考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、町長の南部水道での役割とは何ですか。全く役割、権限はないのですか。企業長だけが持つものなのですか。お答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。南部水道企業団の規約から第8条に企業団に理事会を置くということで、理事は関係町の長をもって充てるということがうたわれています。その役割については、企業団の業務の適切な運営を図ることが目的ということで、直接の企業団の業務執行管理については先ほどありましたように企業長を充てて、運営については企業長がそれを代表するというので、必要に応じて企業長が両理事に意見を聞く、具体的には議会開催前の議案の内容のチェックをしていただくというもので、実際の実務的業務、決裁については一切両理事にありません。今のご質問の位置付けについては、規約でそのようになっています。これはアドバイザー会議の中でも実は議論がありまして、現行の制度上は両町長が実際の運営に係われない、その中で実際こういう不祥事、給与問題が発生したことからすると、東部消防あるいは環境施設組合、島尻清掃の形態でそれぞれの市町村長が直接経営運営に係われる体制が良いということで、提言書の中にはまとめませんでした。口頭では提言書提出の際、企業長にはその旨申入れをしています。これは今後の課題として今質問のありました市町村長の責任をとということであれば、やはりそこを見直す必要があるだろうと、それが先ではないかというふうにアドバイザー会議の中では議論をしたところでした。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では次にいきます。議論がかみ合わないで次にいきます。不適切な給料、昇給ですね。給料、期末手当、その上に退職金、共済金、負担があります。それはどうでしょうか。それから、その総額はいくらなのか。給料だけじゃない、期末手当だけじゃない、水道予算から出したこれらの額があるはず。その額をお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。未払い、過払いの額については、まだ企業団としては数字的には算出していないということであります。その理由は、先ほど午前中の同様な質疑に応えましたが、アドバイザー会議が2回に分けて提言書を提出したのですが、3月末の提言書については職員が同意をしてそれぞれの正しい給料額に辞令を交付して見直してスタートしたのですが、その時点で時間がなくて1点だけアドバイザー会議で審議ができなかった内容、これは4月以降に企業長の選任がなくて一時空白期間がありましたので、その新しい企業長が選任をされて改めて追加で給与の見直し分、いわゆる全職員がと言うのですか2号級から5号級までの全職員を一律上げた協定書がありました。その内容、勤務評定という理由で上げたようですが、この勤務評定とは何か見せてくださいと言ったら勤務評定がないのですね。勤務評定のない、職員組合が交渉の中で勝ち得たというそういう表現でしたが、これは説明としてはできないということでアドバイザー会議としてはこの1点の協定書については承諾できない戻すべきだと提言書をまとめました。これが職員と当局側で、一方は正当だ、一方は提言書に従うべきだということで折り合いがつかず、上部団体の組合の意見を聞きながら相談をしながら今調整中ということでそこまでは至っていないです。この未払い、過払い分について、本俸分はそうですが、超勤分あるいは年2回の一時金・ボーナスも反映しますのでその計算、あるいは共済関係の掛金、これも全て影響しますので、ボリューム的には非常に膨大な作業が発生します。そのへんのことを見てもやはり一日も早く再計算すべきだと提言書にまとめたのですが、いかんせん今言った交渉の折り合いがつかないということで現状になっています。ということで、数字的にはまとまっていないということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 宿題が先送りするので、やはりその額がどうであると明らかにならないと町民への説明責任を果たせないと思います。そういった意味で早めにそれがいくらなのかを出してください。そして町民に説明してください。次にいきます。

参事昇給が今回の大きな問題だったかと思います。その昇任昇給には事例が必要だと思いますが、その事例を理事である町長の事前決裁は必要ないのですか。企業長だけでやってしまうのですか。予算がかかること、負担にかかわることですので、当然、理事である町長の決裁が事前に必要だと思います。それがなかったのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほど規約の中でお答えしましたように、企業団の運営については代表者ということですから企業長に全て権限があり、両理事・町長にはそういう決裁権がありませんので、今のご質問についてはなかったということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 何か非常に変な組織だな。町長の皆さんが組織を作ったわけでしょう。南部水道というのは、八重瀬と南風原が作っているのだから、そのトップである町長に全く決裁がないというのは非常に不思議でならない。そこから改めるべきであると思います。そこは指摘をしておきます。

それからもう1つ聞きますが、特別昇給をしたのが八重瀬町の職員だけだという声が聞こえます。それは事実でしょうかどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時06分）

再開（午後2時06分）

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。昇給というよりは、未払い、過払いの件なのですが、昇給した、しなかったという議論はアドバイザー会議では議論していません。八重瀬の職員だけが昇給したのか逆だったのか、そういう内容の審議については、アドバイザー会議ではやっておりません。あくまでアドバイザー会議に審議を依頼されたのは、職員が採用されてから初任給決定位置付けがどうだったのか、あるいは規則に基づくいわゆる最低1年間の同級にいないといけないところを、新聞報道では「飛び級」という表現があった内容ですとか、在職期間を満たさない、規則に基づかない昇給、あるいは級を1つ飛び越して2段飛びする、こういうのがあったといくつかマスコミ報道されてその事実関係を確認するためにアドバイザー会議では議論をしました。今ご質問の内容について、まずそういう問題はなかったということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 特別昇給したから昇格に出てくるわけでしょう。その対象者は、八重瀬町から来られる職員だけ、南風原町民はいなかったと話を聞いているがそれはどうでしたかということでした。それはどうですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。23名の職員がいて、個々の名前、該当者は誰でどうというのは分からないのですが、今の内容が八重瀬あるいは南風原の職員に差があった

かどうかという内容は明らかにはされておられません。ですから、今の件についてはあくまで、私が先に言いました飛び級なり在級を満たさない昇給というのは、こういう事例があったというのが示されて、それが誰なのかは分からないということなのですね。そこについては正すべきだということの提言を企業長には報告しました。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では次にいきます。もし、返還を命令したとき、職員が拒否したらどうなりますか。請求できますかどうでしょう。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 これは提言書の中でも触れていますが、取り過ぎた分の返還については民法上が10年、不当取得と言うのですかね。しかし、地方自治法の言ういわゆる事務転用とか過去の判例からするとだいたい公務は5年というのが一般的でしたので、10年、5年の2つの議論がアドバイザー会議の中では5年まで遡って還付をできると、そして未払いについては労働基準法に2年と請求権としてあります。これは法律でちゃんと保証されている権利ですから、本人が拒否するかしないかは別として強制的で、拒否すればそれぞれの手段で返してもらうというのは可能です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 先も言いましたが、町民が損しないように町民の利益を保証するのが皆さん方の役割ですから、それはしっかり頭の中に置いておいてください。

それからもう1つ。辞令でもって参事に昇格させました。それを降格と言うのか、あるいは減給した場合、地方公務員法に抵触しないか。自分がやった過ちではない、企業長の辞令でもって参事に昇格した。それを降格されるとか減給されるとしたら、この人の身分というのがおかしくなる。そういったことで降格減給した場合に、地公法であるとか労基法、そういったものに抵触しないのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。まず企業長は特別職ですから給料表適用外の職員ですね。次長、課長、うちで言う係長クラス（班長）、主事、この標準職務表の7級の中に次長と課長が混在しているのですね。いわゆる完全な職階制度でありながら、身分的には給料的には次長と課長が同じ給料額をもらっていると、やはり責任の度合い、今の組織

の在り方からしてこういう標準職務表の在り方についてはやはり見直すべきだということでアドバイザー会議では提言しました。それを受けて、企業長が判断したと思うのですが、アドバイザー会議ではあくまで標準職務表を規則で規定しているのをやはり議会にも明らかにすべきだということで、本町並みに条例で位置付けてやるべきという見直しの提言をしました。それを受けて企業長が判断をしてやったと思います。あとで聞いた話なのですが、本人の同意を得たという報告は聞きましたが、アドバイザー会議はあくまで提言をしたということでもあります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 もちろん、任命権者がそれはやるべきですから、やった場合に地公法であるとか労基法であるとか職員の身分保障について抵触にならないかと思っていました。同意の上であるならば、結局は元の職員に戻った、給料も元に戻ったと解釈していいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。標準職務表の改正後、7級位置付けの課長が6級に変わりましたので、6級給料表に新たに位置付けをして、結果的には上位級から下がっているわけですから下がっているということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 回答で5年遡って返還するとあります。皆さんは、町民が出す水道料を1円でも無駄遣いすべきではない。町民の利益を守るのが皆さんの責任です。そういった面で、5年を遡ってやるとしたら、新聞では2000年から2015年と1994年か6年でしたか2つありましたが、いつからいつまでになるのか。そして、それ以前はどうするのか。町民はそのまま損を受ければいいのか。それはどう考えていますかお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。アドバイザー会議としては、今年の4月1日と基準日を設けて、これから5年遡って還付をしていただくと、この4月から2年に遡って未払い分を払うということの提言をしております。それ以前は時効成立ですので、未払い・過払いの過ぎた分については権利消滅、法に基づいての事項が成立していると判断しています。



○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それ以前は町民の負担、損をさせるということになるわけですね。法的にはそうなるかも知れないが、皆さんのアドバイザー会議も幕を下ろそうとしている。それを解決しないでとなるとやはり当然、町民から不満が出てきます。それを知っていてください。

それから、町長ですが、先ほど南部水道の理事だという職だと伺いました。理事というのは経営に対して責任があります。全く何もない理事というのはいません。これだけ大きく町民に迷惑をかけ負担をさせた。それなのに町長は何も責任を感じないのですか。そのままなのです、どうでしょうかお答えください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。先ほど穀議員にも申し上げたとおり、決裁権はやはり企業長です。私たち理事というのは、企業長を選任する際に推薦するのが務めであり、推薦して議会で諮るとするのが両理事の務めです。しかしながら、こういう問題が生じたときには、企業長に襟を正すように、職務を全うしてもらいたいと強く指摘をしたのが私たち理事であり、その中においてアドバイザー会議がでてきたものです。今回のいろいろな問題提起、私は赤嶺 勤企業長を選任させたということで、膿を出しきれいにされた実績は大きいものだと、むしろ結果として良い方向に結び付いたのではないかと考えております。ただ、職場においては企業長に、また課長の皆さん方に、両町民から不信感を持たれているからそれを払しょくするために一生懸命職務に専念することが一番大事だと申し入れているのが私の努めであり、

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 非常に残念です。町政の最高責任者である町長、そして南部水道の経営者の1人である。これだけ町民に迷惑をかけ損失を与えた、それなのに誰も責任を取らない。町長も理事であるが責任を取らない。それで町民は納得すると到底思えません。町長の考えですからそれはそれでいいですが、決して納得しない。この問題は必ずいろんな面で出てくるでしょう。そのことを申し上げておきます。

それからもう1つは、アドバイザー会議で恣意的でないということがあります。けれども、規則を改正して昇給をしました。その規則改正というのが給料を上げるための改正なのでしょう。給料を上げる必要がなかったら規則改正はすることはなかった。なぜ恣意的

でなかったとなるのか。アドバイザー会議で恣意的ではなかったという根拠は何でしょうか、教えてください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。まず午前中も同様な質問に答えましたが、アドバイザー会議の中で歴代の企業長、次長、この給与の決裁をする総務課長、お一人だけが健康上の都合で辞退者がいましたが、他は全員、アドバイザー会議の求めに応じてくれました。このやり取りの中で一番感じたのは、この条例規則の解釈が十分できていなかったと本人たちも言っていました、どちらかと言うと現場に出る機会の多い職場と言うのですか、この条例規則については担当の事務を信頼して全て任せていたと、ですからこの担当者も給与法は毎年人事院勧告が出ると改正が非常に多い規則ではあるので、そこを担当者が十分理解しないまま、勘違いと言うのですか恣意性は全くなくて理解度が足りなかった、間違った解釈で昇給・昇格を起案した、その上司の皆さんもそれについて一人一人の位置付け、根拠について担当が起案したものについては正しいものだと言ったと決裁をしたということでした。これについては、個別に時間をずらして聞いていますので、おおむねほとんどの方々が同様の考えでした。それで地公法の27条、28条でしたか、分限、休職とか懲戒とかその内容には該当しないということでアドバイザー会議の中では判断をして提言書をまとめました。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 副町長、私はその制度を知らなかったというのは信じません。新採用だったら分かりますよ。経験のない職員だったら。けれども、次長も課長もおられるのでしょうか。この方は経験者なのでしょう。いずれにしても、特別職に対する任意者がいます、それをやった人がいます。なのに、分からなかった。だから、恣意的ではないとは言えないと思います。当たり前の仕事なのでしょう。それなのにこれで終わらせるというのが、理解したというのがおかしい。そうった面での町の考え方、皆さんの考え方、南部水道の考え方、全部ばらばら。それでは南部水道は、先ほどからある南風原は分かれて県の企業団にいったほうがいいだろう、当然、町民の中にもそれはあります。その声がかんたんに広がっていくでしょう。今の状態でしたらいくらまた町民が損するか分からない。それは早めに県の企業団に行ったほうがいいという声も出てきます。それは当然だということで皆さんにお伝えしておきます。

それから先も言いましたが、本当に南部水道は町民に迷惑をかけました、負担もかけました。それをやった職員がいます。確かに職員がいます。全てアドバイザー会議で幕を下ろす。それはとても町民が納得しません。失った信頼、町民が納得する的確な処理をぜひ

考えてください。そうしないと南部水道企業団を町民は信頼しません。その大きな課題を皆さんは背負っていますので、今後しっかりやってください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今の件は、経過説明したあとの新聞でも同じような指摘を受けています。その時にも答えたのですが、あくまでもアドバイザー会議は、企業長の私的諮問機関で、自治法でいう百条委員会、権限を持った委員会ではないためにやはりこれは限界だったということなのです。アドバイザー会議にそこまで求められても、委員会そのものにこういう権限がありませんので、宣誓をしてもらったということでもなくて任意に来てもらったということです。これは同じような内容でしたので、またアドバイザー会議には私以外にもいますので、そういう性格だったというこは理解いただきたい。そこまで言われるのであれば、別の機関、別の機会ということにしかならないと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 あなたに怒っているわけではないの。アドバイザー会議が出された意見、報告は企業長も然り、理事である町長の皆さん、その皆さんがどうするかというのがこれからの課題でしょう。だから、しっかりしてくださいということなのです。あなたにどうこう言っているつもりはない。ただ、アドバイザー会議で幕を下ろそうとするから、町民が納得する、町民の利益を損じないよう町長の責任があります。首長の責任がある。それはどうぞしっかりやってくださいということです。かなり厳しい質問をしましたが、この件に関して質問を終わります。答弁ありがとうございました。

下水道の件ですが、確かに私も町の財政事情を考えると増額しなさいというのは気になります。けれども、せっかく管は敷設しているのに、そこに接続しないということがあります。実は私もその一人であるわけです。私事ですが、業者に見積もりを取りました。住宅が30万円あまり、そしてアパートが40万円あまり、合計で80万あまりの見積もりが出てきました。しかも町道まで管を敷設しています。わずか1メートルぐらいでしょう。合併浄化槽を持っていますから考えてしまう。80万円出していいのか、どうしようか、今迷っています。下水道に直結し、新鮮な水というのかな、水を蘇生させるための下水道というのは必要だと思うから、それをどういったかたちで敷いたらいいのか。管は合併浄化槽からつながれても耐用年数は同じです。だんだん耐用年数が迫ってきている。また、浄化槽に接続しないまま●。そういった面で非常に気になる場所ですから、しっかり何がいいのか検討してみてください。

それから、黄金森陸上競技場内のマシン。タイマー設置ができるマシンとできないマシンがあります。できないマシンについて、アドバイザーがいるので独り占めしないとあり

ますが、独り占めがいるからそうして欲しい、皆が使えるようにして欲しいというハガキが来るわけですね。それをしっかり指導してください。

それからもう1つは、黄金森のウォーキングコースの照明。伐採したということですが、それでたぶん照明が変わったでしょう。それでももし照明が暗いということでしたら、次の機会に質問しますのでそれも心の中に留めて置いてください。いろいろと厳しい質問、お願いもしましたが、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後2時34分）